

◎出席者（五十音順・敬称略）

朝倉 陽子 五十君 静信 荻田 香苗 川名 三知代 工藤 由起子  
合田 幸広 郷野 智砂子 小林 江梨子 近藤 麻子 杉本 直樹  
曾根 智史 瀧本 秀美 辻 真弓 堤 智昭 藤原 慶正 本間 正充 六鹿 元雄

◎事務局

中山 智紀 消費者庁食品衛生・技術審議官  
紀平 哲也 消費者庁食品衛生基準審査課長  
林 亜紀子 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長  
佐野 喜彦 消費者庁食品衛生基準審査課器具・容器包装基準審査室長  
境 啓満 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐

○紀平食品衛生基準審査課長 定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

本日は、現地及びオンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合等がございましたら、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員はお電話またはチャット機能などで御連絡いただければ、随時対応させていただきます。

まず初めに、委員の出席状況、審議の進行方法等につきまして、事務局から御説明いたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

委員の出席についてですが、木下委員、曾根博仁委員、丸山委員から御欠席との連絡をいただいております。

本日は委員20名のうち17名に御出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、当方の事務局等の者におきましては、公務のため、適宜退室させていただく場合がございますので、御了承ください。

一般傍聴についてですが、ライブ配信による動画中継での傍聴としております。

傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開しておりますので、適宜御確認ください。

続きまして、審議の進行方法について説明いたします。

審議中に御意見、御質問をされる委員におかれましては、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインで御参加の委員は挙手ボタンを押していただく、または挙手をお願いいたします。審議会長から順に発言者を御指名いただきます。

なお、発言されるとき以外は、マイクはミュートをお願いいたします。

それでは、以降の議事の進行を曾根智史審議会長をお願いいたします。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○曾根（智）審議会長 皆さん、おはようございます。

会場にお越しいただいた委員の先生方は、足元の悪い中、どうもありがとうございます。

まず、事務局から本日の資料の確認と利益相反について、報告をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 資料の確認をいたします。

議事次第、座席表、委員名簿に続きまして、資料1が報告事項に係る資料、資料2が書  
面配付による報告事項に係る資料となっております。その他、参考資料を配付しておりま  
す。

お手元の資料に不足等がございましたら、事務局に申しつけてください。

また、本日の審議会においては、審議事項はございませんので、利益相反の確認対象は  
ございません。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は報告事項1議題、文書配付による報告  
事項1議題となっております。

まず報告事項です。食品衛生基準審議会規程第8条第1項により、部会の議決をもって  
審議会の議決とされた事項については、同条第3項の規定に基づき、その決定事項を本審  
議会に報告することとされております。

では、（1）報告事項の①食品中の残留農薬等に係る環境基準設定について、事務局か  
ら報告をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局、食品衛生基準審査課の林でございます。

資料1を用いて御説明いたします。

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定で報告いたしますのは、農薬エスプロカルブ、  
農薬エタボキサム、農薬トリフロキシストロビン、農薬ピカルブトラゾクス、農薬ポリオ  
キシンド亜鉛塩の5品目についてでございます。

いずれも5月15日の農薬・動物用医薬品部会において御審議いただき、御了承いただい  
たものでございます。

各品目について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

1品目目はエスプロカルブでございます。本件は農薬の再評価に伴うものでございます。  
用途は農薬の除草剤でございます。

今回の再評価における食品安全委員会での評価では、ADIの変更はございませんでした  
が、今回新たにARfDが設定されております。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、後ほど御覧いただきますが、3ペ

ージにお示ししております。

規制対象物質はエスプロカルブとしております。

今回設定する基準値案に基づく推定暴露量はADI、ARfDの範囲内となり、特段問題ないことを部会において評価いただいております。

次の3ページが基準値案、その次の4ページが答申案となっております。

1品目目のエスプロカルブについては以上でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

2品目目はエタボキサムでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤です。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、後ほど御覧いただきますが、6ページにお示ししております。

規制対象物質はエタボキサムとしております。

今回設定する基準値案に基づく推定暴露量はADI、ARfDの範囲内となり、特段問題はないものと部会において評価いただいております。

次の6ページが基準値の案となっております。

また、次の7ページが答申案でございます。

2品目目のエタボキサムについては以上でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

3品目目はトリフロキシストロビンでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請及び「国内で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

この「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」については、平成16年に発出された通知となりますが、国外で使用される農薬等について残留基準の設定や改正する場合の要請についての手続等を示したものでございます。今般、これに基づき、国内で基準値が設定されていない農産物(たまねぎとしょうが等)につきまして、海外で設定されている基準値を参照するよう、インポートトレランス申請があったものとなります。

用途は農薬の殺菌剤でございます。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、後ほど御覧いただきますが、9ページから12ページにお示ししております。

規制対象物質は資料に記載のとおりでございます。

今回設定する基準値案に基づく推定暴露量はADIの範囲内となり、特段問題はないものと部会において評価いただいております。

次の9ページから12ページに基準値案をお示ししております。

また、その後ろの13ページ以降、18ページまでが答申案となっております。

3品目目のトリフロキシストロビンについては以上でございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

4品目目は、ピカルブトラゾクスでございます。本件は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤でございます。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、後ほど御覧いただきますが、20ページ、21ページにお示ししております。

規制対象物質は資料に記載のとおりでございます。

今回設定する基準値案に基づく推定暴露量はADIの範囲となっております。特段問題はないと部会において評価いただいております。

次の20ページ、21ページが基準値の案、22ページから24ページが答申案となっております。

4品目目のピカルブトラゾクスについては以上でございます。

25ページを御覧ください。

5品目目はポリオキシシンD亜鉛塩でございます。

本件は、農薬取締法に基づく新規製剤の登録申請及び適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定するものでございます。

用途は農薬の殺菌剤、抗生物質でございます。

食品安全委員会での評価結果を踏まえた基準値案は、後ほど御覧いただきますが、26ページにお示ししております。

規制対象物質はポリオキシシンDとしております。

今回設定する基準値案に基づく推定暴露量はADIの範囲内となり、特段問題はないと部会において評価いただいております。

26ページが基準値案、27ページが答申案でございます。

5品目目のポリオキシシンD亜鉛塩については以上でございます。

いずれの品目におきましても、残留基準案は提出された残留試験のデータに基づき設定しております。申請等がなかった食品につきましても基準値が変更になっている部分がございますが、農薬・動物用医薬品部会で定めた食品中の農薬の残留基準設定の基本原則を踏まえ、計算方法の見直しや国際基準が設定されたものについてはその反映を行う等、申請された部分以外も含めた基準値全体の確認を行った結果となっております。

農薬の報告につきましては以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入る前に、部会での審議状況について、堤部会長から御報告をお願いいたします。

○堤委員 部会長の堤と申します。

先ほど林室長のほうから詳しく説明があったのですが、簡単に報告させていただきます。

今回の報告事項であります農薬5品目につきましては、5月に開催した農薬・動物用医薬品部会において審議を行ったものになります。いずれの品目におきましても、部会では報告書の記載整備に関する指摘はあったものの、大きな論点はなく、規制対象物質や暴露評価、対象物質の選定に特段問題がないこと、また、残留分析法及びそのデータ、暴露評価の結果により残留基準値案は適切であり、特段の問題はないとの結論に至っております。

私からの報告は以上になります。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から質問をお受けしたいと思いますが、会場の先生方は挙手、オンラインの先生方は何らかの合図をお願いします。

合田委員。

○合田委員 合田です。

名前のことなのですが、最後のはポリオキシシンD亜鉛塩という和名がつけられているのです。これは最終的な形が塩ではないと分かっている分子です。それで、英名はPolyoxorim-zincとなっているのです。これも塩ではないということについて分かっているので、そういう名前になっているわけです。ただ、他の法律とか他の規制の中でポリオキシシンD亜鉛塩とつけてしまっているのです、ほかのところへの影響が大きいということで、たしか部会の中でもそういう議論が行われたのではないかなと思っておりますけれども、変えられるタイミングでというのですかね。どこかのタイミングで正しい化合物の構造を示す名前をつけ直したほうがいいのではないかなと思っています。ですから、今回はこういうような改正ですから、ほかのものの影響に対してこのままの名前を残すということは問題ないですけれども、どこかで直していただければと思っています。一応議事録には残したいと思ひまして、発言をさせていただきました。

以上です。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

事務局から回答をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

御指摘いただき、ありがとうございます。

合田先生がおっしゃったとおり、今回、部会の審議におきましても、この化学名、化学構造式の事前の確認の際に、先生方にも十分確認いただいております、今回、参考資料1-5の部会報告書にこのように塩ではない形で記載させていただいているところでございます。

ただ、名称につきましては、先生に御配慮いただきましたとおり、今回はこのような形でポリオキシシンD亜鉛塩ということで進めさせていただければと思っておりますので、またどこか変更できるタイミングがございましたら変更させていただくということで対応させていただければと存じます。

以上でございます。

○曾根（智） 審議会長 合田委員、よろしいでしょうか。

○合田委員 いえ、特に何も問題ないです。皆さん分かっているのだけれども、他の影響が大き過ぎて簡単に名前を変えられないというのは行政上分かりますが、ですから、そういう意味で言うと、英語名が横に書かれていてそうでないということが分かるという状態ですけれども、変えられるタイミングがあるときにはぜひ変えていただきたいなと思っている次第です。

以上です。

○曾根（智） 審議会長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、議題（１）の報告については以上といたします。

それでは、続きまして、文書配付による報告事項に移らせていただきます。

食品衛生基準審議会における確認事項において、特に定められた事項については、文書配付により審議会は報告を受けることとされております。

資料について事務局から説明をお願いいたします。

○佐野器具・容器包装基準審査室長 事務局でございます。

文書配付による報告事項としまして、資料２として「既存添加物名簿からの消除（第５次消除）に伴う規格基準の改正について」をお手元にお配りしております。また、関連する資料としまして、参考資料２－１として「既存添加物の第５次消除について」、参考資料２－２として部会報告書をお配りしております。

以上です。

○曾根（智） 審議会長 こちらは文書配付による報告ということですが、読まれて委員の先生方から何か御意見や御質問はございますか。

よろしいですか。特になければ、報告は完了といたします。

次に（３）その他の議題に移ります。

資料が配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 事務局でございます。

その他の議題としましてですが、参考資料３で資料をお配りしております。

これまでこの審議会の部会のほうで御意見をいただいている事案につきまして、幾つか御紹介をさせていただければと思います。食品安全行政の最近の話題ということで、３点ほど御紹介させていただきます。

２ページ目をおめくりください。

食用赤色３号に関する米国FDAの措置についてでございますが、こちらは添加物部会で２月１８日に御意見をいただいたものとなります。

まず上のほうですけれども、本年１月に米国のFDAより合成着色料の食用赤色３号について使用許可を取り消すということが公表されました。

こちらの内容についてですが、その下、幾つかの○をおつけしております。

まず１つ目のものですが、この食用赤色３号の使用許可取り消しについて、デラ

ニ一条項に基づき法令上の対応として行うというものでございます。このデラニ一条項といえますのは、米国で1950年代に追加された条項でございまして、動物や人にがんを引き起こすと考えられる物質は食品添加物として使用できないといった規定でございまして。

今般、2ポツ目ですけれども、請願書を受けて対応を検討されたということと発表されております。

3ポツ目ですけれども、動物試験、ラットのほうで発がん性試験、発がんが認められるといったものが昔公表されていたというものとなります。

一方で4ポツ目ですけれども、今回発表を行ったFDAのほうでもラットで見られた発がん性は人においては起こらないとされているというものです。

また、その次のポツですけれども、人の暴露量から考慮しても、危険にさらすという主張は科学的情報によって裏づけられていないとされております。

こういった発表内容を受けまして、添加物部会のほうで国内における食用赤色3号の取扱いについて御意見をいただいたものとなります。

3ページ目にお進みください。

こちらのほうに添加物部会でいただいた取りまとめを記載しております。

1ポツ目ですけれども、まず、今回の米国FDAによる決定の中に含まれる情報には、安全性の評価に影響し得る新たな科学的知見はないといただいております。

また、次のポツ、安全性評価についてですけれども、国際的な評価結果、米国FDAの措置の根拠となった論文の評価も含めてですが、これらを踏まえると、まず生体で問題となる遺伝毒性は報告されておらず、閾値の設定は可能であるということ。もう一点が、ラットで発がんが認められた用量というのは人が摂取する用量に比べて極めて高用量であるということで、人では安全性上問題とならないと考えられるという御意見をいただいております。

また、消費者庁のほうでこれまでこういった添加物の推定摂取量の調査というものをやってきておりますけれども、その結果から考えたもの、現在の使用方法から算出した国内での推定摂取量から考えますと、国際機関が設定した許容一日摂取量を大幅に下回っているということも確認いただいております。

以上の状況から、現時点でこの食用赤色3号の指定を取り消すまたは使用基準を改正する必要はないものと考えられるという御意見をいただいているというものでございます。

こういった部会のほうでいただいた御意見やそのもととなった情報などについては、次の4ページ目に目次だけ記載させていただきましたけれども、消費者庁のホームページに食用赤色3号のQ&Aという形でこのような情報を公表しておりますというものでございます。

こちらは1点目の御報告です。

続いて、2点目でございます。5ページ目にお進みください。

こちらにも添加物部会のほうで6月3日に御意見をいただいたものとなります。米国のほ

うで引き続きの情報があつたのですけれども、4月に米国のほうで先ほどの赤色3号のほかの合成着色料について段階的に廃止するということが公表されました。

具体的な内容としましては、その下、措置の内容のところに記載がありますけれども、まず1つ目が2つの合成着色料の承認を取り消すというものです。この2つについては日本国内では使っていないものとなります。

また、2ポツ目ですけれども、6つの合成着色料、いわゆるタール色素につきまして段階的に排除するということが公表されております。

そのほかに3ポツ目、新しい天然着色料添加物を認可するなどの情報が出されているというものでございます。これについて御意見を伺ったものとなります。

6ページにお進みください。

6ページ目は、国内で使用されている食用タール色素と海外での使用状況について記載したものとなります。今回、米国で段階的に排除すると示されたものが真ん中の列の米国のところで△の印がついているものとなります。そのほか、カナダ、EU、オーストラリアにおいては引き続き使用されているというものとなっております、特に他の国で米国の対応で何か検討されるとは聞いていないという状況でございます。

また、真ん中の段3つほど、食用赤色104号、105号、106号については日本国内でのみ使用されているものとなりますけれども、下の欄外のほうに記載しておりますが、国内で反復投与試験、遺伝毒性試験を実施して安全性の確認をしているというものでございます。

次に7ページ目にお進みください。

これらの国内で使用している赤色色素について、安全性と推定摂取量の比較の表となります。まず真ん中ほどの列、オレンジのところ国際的な評価機関（JECFA）のほうで評価された許容一日摂取量（ADI）でございます。そして、右側2つが国内で調査をしているもので、緑の欄がマーケットバスケット方式による摂取量推定、それから、右の水色の欄が生産量調査から算出した推計ということで、こちらのほうは少し過剰に数字が出るものとなります。これらをADIと比較しますと、推定摂取量自体はADIを大きく下回るものとなっております。また、先ほど触れました国内でのみ使用している食用赤色104号、105号、106号につきましては、摂取量そのものが極めて低いということも確認いただいたというものでございます。

次の8ページ目にお進みください。

こちらが部会のほうにお示したまとめと今後の方針でございます。

まず、今回の米国の措置を受けてですけれども、この食用タール色素について、JECFAなどで安全性の評価に影響し得る新たな科学的知見が報告されたというものではないということでございます。

それから、2点目ですけれども、米国以外の国等ではこのタール色素の取扱いを変更する等の情報は確認できていないという状況です。

そして、3ポツ目ですけれども、摂取量の推定によりますと、摂取量自体は極めて少な

いということも確認しているというものです。

これらを受けまして、今後も安全性に係る知見の情報や使用実態等の情報収集に努めるということでまとめを添加物部会で御確認いただき、了承いただいているという状況でございます。

こちらが2点目の報告でございます。

3点目です。9ページにお進みください。

こちらは新開発食品調査部会のほうで1月20日、2月21日に御意見をいただいているものでございます。まだ今後も引き続き御検討いただくものとなります。

内容としましては、表題にありますとおり、細胞培養食品についてというものでございます。

こちら、まず1つ目の細胞培養食品とはというところに記載しておりますけれども、※のほうに記載しておりますとおり、最近報道等で細胞性食品ですとか培養肉と呼ばれるものが出てきているという話があります。一方、これらについては、まだ定義ですとか呼称は国際的にもいろいろな御意見があるという状況でございます。

どういったものかといいますと、1行目にありますけれども、動物由来の細胞を生体外で培養して、それを加工・成形して製造される食品となります。

2ポツ目ですけれども、海外のほう、具体的にはシンガポールや米国などになりますけれども、鶏肉を培養して成形したようなものが食品として実用化され、流通が始まっているとも聞いております。こういった状況を受けまして、国内でも開発が進められていると聞いております。

こういった食品について、下の検討状況のほうですけれども、これまで厚生労働省の時代から情報収集や研究を実施してきておりまして、こちらの審議会の前身になります薬事・食品衛生審議会の部会でも御意見をいただいていたものとなります。引き続きということで、消費者庁に移ってから12月、1月、2月とこちらの新開発食品調査部会のほうで御検討いただき、一番最後の行になりますけれども、今後、こういった食品の製造に当たって、安全性を担保する上でチェックすべき項目というものを取りまとめるということで、現在検討を進めていただいているというものでございます。

次の10ページ目にお進みください。

こちらは具体的に想定される論点についてです。製造工程としまして、細胞の調達、生産工程、収穫工程、食品加工といった段階がありますので、それぞれに応じてどういった点を確認すべきかといったことを取りまとめることができないかということで、現在検討を進めていただいているというものでございます。

以上でございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

3点について説明がありましたが、御質問あるいは御関係の部会の先生から補足等がありましたらお願いいたします。

藤原先生、お願いいたします。

○藤原委員 質問なのですが、基本的なことでも申し訳ないのですが、3ページの食用赤色3号の説明の2つ目の丸の一番上のポツの生体で問題となる遺伝毒性は報告されておらず、閾値の設定は可能であるというこのつながりが分からなかったのですけれども、どういう意味なのでしょう。教えてもらえますか。

○紀平食品衛生基準審査課長 まず、この遺伝毒性というのは、いわゆる細胞レベルでの試験、in vitroの試験ですとか生体を使った試験などの試験の種類があるというものでございます。この食用赤色3号につきましては、現在in vitroの試験、in vivoの試験をトータルで考えたときに、最終的に生体で問題となる遺伝毒性そのものは全体の評価としては確認できていないというものでございます。

○藤原委員 それとこの閾値の設定が可能であるというのがどう結びつくのかが理解できなかったのですけれども。

○紀平食品衛生基準審査課長 失礼いたしました。事務局でございます。

遺伝毒性と呼ばれるものには、その作用機序によって評価というか取扱いが異なると一般的にされております。こういったリスク評価の中では、遺伝毒性で直接的にDNAに対する損傷などの作用がある場合には、この数字以下であれば遺伝毒性がないといったような閾値がないと評価されているものになります。

具体的な例を申しますと、例えば放射性物質などは特に閾値というものが設定できないものとされていまして、自然からの暴露ですとか医療行為による暴露などの一般的な暴露量から考えて許容される暴露量というものを考えるといった考え方になっていると言われております。一方で、直接的なDNAに対する損傷などの作用がない場合には閾値の設定というのが可能と考えられまして、こういった許容一日摂取量といった数字の設定、それに基づいた基準値の設定などが可能であるという評価をされると一般的にされているものです。

以上でございます。

○藤原委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、ついでにもう一つ、9ページの一番最後の細胞培養により製造される細胞培養食品なのですが、海外でシンガポールと米国では流通ということなのですが、これは普通に食品として食べられているということなのでしょう。

○紀平食品衛生基準審査課長 事務局でございます。

御質問いただいたとおり、既に消費者の方が食べられる状況になっていると聞いております。手続としましては、米国のほうでも食品を担当していますFDAですとか、あと、こういった食肉を担当しておりますUSDAのほうで一定の手続というものが定められておまして、その確認を受けたものが市場での流通が認められていると聞いております。

以上です。

○藤原委員 現状で日本国内では食べられていないという認識で大丈夫なのですね。

○紀平食品衛生基準審査課長 現在、消費者庁のほうに相談が幾つか来ている状況ではあ

りますけれども、こういった安全性を確認する手続というものを検討している状況ということで、流通のほうは少しお待ちいただいているというような状況です。

以上です。

○藤原委員 分かりました。ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

では、本間委員、お願いいたします。

○本間委員 本間です。

最初のタール系色素のことについてお聞きしたいのですが、今回のアメリカの決定によって、こういったタール系色素を使った食品は多分アメリカには輸出できなくなるのではないかと思います。お菓子や加工食品のいくつかは該当するのではないかと思いますのですが、それに関して日本の食品業界への影響とか対応とかはどのような状況になっているのかお聞きしたいのですが。

○曾根（智）審議会長 事務局、お答えできますか。

○佐野器具・容器包装基準審査室長 事務局でございます。

まず、2点御質問があると認識しました。最初の輸出関係に関しては、輸出は農水省の所管になりますので、そこはこちらのほうでなかなかお答えするのは難しいと。

あと、国内での使用ということなのですが、これも。

○本間委員 国内は大丈夫だと思うのですがけれども、輸出している食品業界が結構困っているのではないかとということだけです。

もしかすると、杉本先生が詳しいのではないかとと思うのですが。

○杉本委員 杉本です。

事務局から説明があったとおり、輸出関係については農水のところの管轄なので、実際にどれだけ影響を受けているかというのはそちらに聞かないとはっきりしたことは分からないという状況です。

一方で、現在のところは2品目の禁止があるかなというところなので、差し当たって、これは個人的な意見になるのですが、現在のところ、大きな影響はないとは思っています。今後、禁止されていくにしたがって輸出関係は難しくなっていくと思うのですが、ほかの天然色素が日本にはありますので、そちらについてはFDAに認可していただいて輸出できるような形をつくっていきたいと私自身は考えています。

以上です。

○本間委員 それで、先ほど食品添加物を幾つか削除しましたよね。あそこにたしか2つ天然色素があったと思いますが、あれに関しては様子を見て削除をやめたほうがいいのではないかと考えたのですが、それは私の考え過ぎですかね。

○杉本委員 天然色素は日本には幾つもあるのですがけれども、特にアメリカのほうは合成色素をこれまで使っていて、基本的に日本で使っている天然色素は使えません。色素については、アメリカは特に承認というか認可が厳しいので、これまでも天然系の色素という

ものは認められる例はあまりありません。

今後、一番最後のほうでしたか。天然色素についてもアメリカのほうは導入していくというようなことになっていたと思うのですけれども、5ページですかね。今後、アメリカのほうも合成色素が使えなくなってくるとほかのものに切り替えていかないということで、ひょっとしたら日本の天然色素がだんだん使えるようになっていくのかなとは思いますが、なかなか長い道のりになるのではないかなとは考えています。

消してしまった2品目については、そもそも日本の中で流通がはっきりしないということはないというものですので、そういう意味で消除になっています。

以上です。

○本間委員 どうもありがとうございました。

私からは以上です。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございました。

もし関係があるのであれば、引き続き事務局でもフォローし情報を追加していただければと思います。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 一番最初の食用赤色3号の米国の措置について、2ページの真ん中ぐらいの○にFDAは雄ラットにおける発がん性は人においては起こらないと書いているのですけれども、これは人が発がんする報告はないと考えていいのですよね。念のため確認です。

○紀平食品衛生基準審査課長 事務局でございます。

人においてこういった情報は聞いておりません。

以上です。

○藤原委員 ありがとうございました。

○曾根（智）審議会長 五十君委員、お願いいたします。

○五十君委員 ありがとうございました。

今、いわゆる培養肉の検討が進んでいるということですが、少し確認をしたいと思いません。培養肉のように新しく開発された食品について、現況としましては食品衛生法上のどういった内容でこれを制限して許可を受ける、あるいは届出をしなくてはいけないという状況になっているのかを整理していただけると良いと思うのですがいかがですか。

○紀平食品衛生基準審査課長 事務局でございます。

こういった製造工程によって食品を区分するというものが、今の食品衛生法上には特に規定していないという状況でございます。ですので、今回の新開発食品調査部会のほうで御検討いただいている内容としましては、安全性を担保する製造段階で確認すべき事項などについて整理いただくこととしておりますけれども、併せて事務局のほうにはそれを認めていく手続ですとか法的な整理などについても検討するということですので宿題としていただいているというものですので、併せて今後検討していきます。

以上でございます。

○五十君委員 ありがとうございます。

業者さんからしばしば質問を受けるのが、培養肉を出したらいけない根拠は何だという問い合わせがありますので、その辺のところを整備していただく必要があるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○紀平食品衛生基準審査課長 御指摘ありがとうございます。今後、きちんと検討させていただきます。

○曾根（智）審議会会長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

今の話ですと、既に流通していると言われているシンガポールや米国の状況に関する情報を入手していただくと参考になるかと思いましたが、よろしくお願いたします。

そのほかございますか。

今の培養肉も、生産工程のコンタミネーションの話については、今回の紅麴の話でもそうですけれども、大変重要な点だと思いますので、コンタミネーションが起こらないような作業工程の管理についても併せて御検討いただければと思います。

そのほか、会場とオンラインの先生方、最後の報告事項についてよろしいでしょうか。

それでは、特にないということで、ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了といたします。

最後に、事務局から何か連絡事項等はございますか。

○林残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

御審議誠にありがとうございました。

次回の日程は、決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○曾根（智）審議会会長 ありがとうございます。

これで会議自体は閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。